

平成 26 年 12 月 4 日

株式会社ミライト

人材開発部

＝退職された元社員の皆様へ＝

石綿関連作業に常時従事していた方への作業従事歴調査 並びに石綿健康診断のご案内

最近の最高裁判決でアスベスト健康被害に関する国の責任が認定されるなど、石綿（アスベスト）による健康被害が社会問題となっています。

現在、当社では石綿に関連する作業は行っていません。又、過去において同作業を実施した場合は、法令を遵守し、社員の健康管理上の措置に十分配慮したうえで作業を行っていたところです。

しかし、残念ながら退職者の方に石綿が原因と推定される健康障害(中皮腫)が発生しました。

石綿に関する補償制度や救済制度等については、厚生労働省、労働局HPなどで広く周知されていますが、石綿による健康障害は極めて長い期間(15年～40年)を経て発症すること、また退職後に発見されているケースが大半であることから、今回、元社員の皆様に対して調査を行うこととし、「過去に石綿取扱い関連作業に常時従事していた方」については、「従事歴調査」と併せて「石綿健康診断」も実施することとしました。

当社産業医によれば、過去に石綿関連作業に従事していたとしても、実際、石綿疾病の発症率はコンマ以下であり、過度に不安視する必要はないとのことでもあります。

「石綿健康診断」は、問診のほか胸部X線直接撮影を行う予定です。その結果、医師が必要と認めた場合、更にCT等の精密検査を受けていただくこともあります(費用は会社負担)。

また、精密検査により、医師の所見があつて所定の要件に該当する場合は、お住いの管轄労働基準監督署で「健康管理手帳」が取得できます。以後、6ヵ月に1回「石綿健康診断」を無料で受診できるようになります。更に、石綿疾病と診断された場合、労災要件が満たされれば労災認定されることとなります(治療費等が無料)。

退職者の皆様には、12月初めに「調査票他」をご郵送しておりますので、石綿関連作業従事歴の有無に係らず、平成26年12月22日(月)迄にご返送くださいますようお願い致します。

なお、当社において業務上明らかに石綿作業歴がないと思われる方々につきましては、ご案内を差し上げておりません。また、ご案内を郵送しても住所変更等で届かないケースも考えられます。

については、当HPをご覧になり、疑問などがございましたら、以下の窓口までご相談くださいますようお願いいたします。

※本調査でお答えいただいた内容についてはプライバシーを厳守します。

【問い合わせ先一覧】

㈱ミライト本社		
人材開発部	第二人事部門	03-6807-3137
経営企画本部	総務部	03-6807-3700
㈱ミライト・ホールディングス		
エムス・フレインセンタ	総務人事サポート部	03-6807-3126
㈱ミライト各支店		
北海道支店	企画総務部	011-831-3254
東北支店	企画総務部	022-369-7333
栃木支店	企画総務部	0285-25-9100
茨城支店	企画総務部	029-241-0211
千葉支店	企画総務部	043-241-2311
神奈川支店	企画総務部	045-461-6021
信越支店		026-223-7711
東海支店	企画総務部	052-528-1711
北陸支店	企画総務部	076-263-1722
西日本支店	総務人事部	06-6444-5634
中国支店	企画総務部	082-506-3883
四国支店	企画総務部	087-868-0355
九州支店	企画総務部	092-292-0449
沖縄支店		098-860-6810

<石綿（アスベスト）関連リンク先>

- ◆ 総合パンフレット「アスベスト対策—予防から救済まで—」
- ◆ 石綿取扱い作業等に従事していた退職者の皆様へ
- ◆ 石綿に関する健康管理手帳の交付について
- ◆ 労災補償制度
- ◆ 「石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)」が改正されました
- ◆ 石綿に関する各種相談窓口
- ◆ アスベスト(石綿)に関する Q&A

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/sekimen.html#page

- ◆ 「石綿ばく露歴把握の為の手引き」

http://www.jaish.gr.jp/information/mhlw/sekimen/h18_tebiki.html